

生商第17号

生駒市プレミアム付商品券事業運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和元年5月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

生駒市プレミアム付商品券事業運営業務

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市プレミアム付商品券事業運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 公示日から候補者となる提案者の特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれかに該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人

格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)①～⑥をすべて満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

5 提出期限 令和元年5月22日(水)午後5時まで(必着)